

審査報告書

ピカルブトラゾクス

平成30年2月2日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本審査報告書は、新規有効成分ピカルブトラゾクスを含む製剤の登録に際して、申請者の提出した申請書、添付書類及び試験成績に基づいて実施した審査の結果をとりまとめたものです。

本審査報告書の一部には、ピカルブトラゾクスの食品健康影響評価（食品安全委員会）、残留農薬基準の設定（厚生労働省）並びに水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定（環境省）における評価結果の一部を引用するとともに、それぞれの評価結果の詳細を参照できるようリンク先を記載しています。これらの評価結果を引用する場合は、各機関の評価結果から直接引用するようにお願いします。

なお、本審査報告書では、「放射性炭素（ ^{14}C ）で標識したピカルブトラゾクス及び当該物質の代謝・分解により生じた ^{14}C を含む物質」について「放射性物質」と表記していますが、他機関の評価結果の引用に際して、別の表現で記述されている場合は、用語の統一を図るため、意味に変更を生じないことを確認した上で、「放射性物質」に置き換えて転記しています。

食品健康影響評価（食品安全委員会）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20160104488>）

残留農薬基準の設定（厚生労働省）

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzonbu/0000146039.pdf>）

水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

（URL：<http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun/rv/300picarbutrazox%20.pdf>）

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

（URL：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/rv/pikarubutorazokusu.pdf）

Most of the summaries and evaluations contained in this report are based on unpublished proprietary data submitted for registration to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan. A registration authority outside of Japan should not grant a registration on the basis of an evaluation unless it has first received authorization for such use from the owner of the data submitted to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or has received the data on which the summaries are based, either from the owner of the data or from a second party that has obtained permission from the owner of the data for this purpose.

目次

	頁
I. 申請に対する登録の決定	1
1. 登録決定に関する背景	1
1.1 申請	1
1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認	1
1.3 基準値等の設定	1
1.3.1 ADI 及び ARfD の設定	1
1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定	2
1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定	2
1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定	3
1.3.5 農薬登録保留要件（農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係	3
2. 登録の決定	4
II. 審査報告	12
1. 審査報告書の対象農薬及び作成目的	12
1.1 審査報告書作成の目的	12
1.2 有効成分	12
1.2.1 申請者	12
1.2.2 登録名	12
1.2.3 一般名	12
1.2.4 化学名	12
1.2.5 コード番号	12
1.2.6 分子式、構造式、分子量	12
1.3 製剤	13
1.3.1 申請者	13
1.3.2 名称及びコード番号	13
1.3.3 製造者	13

1.3.4	剤型	13
1.3.5	用途	13
1.3.6	組成	14
1.4	農薬の使用方法	14
1.4.1	使用分野	14
1.4.2	適用病害への効果	14
1.4.3	申請された内容の要約	15
1.4.4	諸外国における登録に関する情報	16
2.	審査結果	17
2.1	農薬の基本情報	17
2.1.1	農薬の基本情報	17
2.1.2	物理的・化学的性状	17
2.1.2.1	有効成分の物理的・化学的性状	17
2.1.2.2	代謝物 B の物理的・化学的性状	18
2.1.2.3	代謝物 E の物理的・化学的性状	18
2.1.2.4	製剤の物理的・化学的性状	19
2.1.2.5	製剤の経時安定性	21
2.1.3	使用方法の詳細	22
2.1.4	分類及びラベル表示	24
2.2	分析法	25
2.2.1	原体	25
2.2.2	製剤	25
2.2.3	作物	26
2.2.3.1	分析法	26
2.2.3.2	保存安定性	42
2.2.4	土壌	47
2.2.4.1	分析法	47
2.2.4.2	保存安定性	53

2.3	ヒト及び動物の健康への影響	54
2.3.1	ヒト及び動物の健康への影響	54
2.3.1.1	動物代謝	54
2.3.1.2	急性毒性	59
2.3.1.3	短期毒性	60
2.3.1.4	遺伝毒性	64
2.3.1.5	長期毒性及び発がん性	64
2.3.1.6	生殖毒性	67
2.3.1.7	生体機能への影響	69
2.3.1.8	その他の試験	69
2.3.1.9	代謝物の毒性	71
2.3.1.10	製剤の毒性	74
2.3.2	ADI 及び ARfD	75
2.3.3	水質汚濁に係る農薬登録保留基準	77
2.3.3.1	農薬登録保留基準値	77
2.3.3.2	水質汚濁予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	77
2.3.4	使用時安全性	77
2.4	残留	82
2.4.1	残留農薬基準値の対象となる化合物	82
2.4.1.1	植物代謝	82
2.4.1.2	規制対象化合物	97
2.4.2	消費者の安全に関わる残留	97
2.4.2.1	作物	97
2.4.2.2	家畜	119
2.4.2.3	魚介類	119
2.4.2.4	後作物	119
2.4.2.5	暴露評価	120
2.4.3	残留農薬基準値	121

2.5 環境動態	122
2.5.1 環境中動態の評価対象となる化合物	122
2.5.1.1 土壌中	122
2.5.1.2 水中	123
2.5.2 土壌中における動態	123
2.5.2.1 土壌中動態	123
2.5.2.1.1 好氣的湛水土壌	124
2.5.2.1.2 好氣的土壌	127
2.5.2.1.2.1 ピカルブトラゾクスの好氣的土壌中動態	127
2.5.2.1.2.2 代謝物 M の好氣的土壌中動態	130
2.5.2.1.3 嫌氣的土壌	132
2.5.2.1.3.1 代謝物 E の嫌氣的土壌中動態	132
2.5.2.2 土壌残留	133
2.5.2.3 土壌吸着	138
2.5.2.3.1 ピカルブトラゾクスの土壌吸着	138
2.5.2.3.2 代謝物 E の土壌吸着	138
2.5.3 水中における動態	139
2.5.3.1 加水分解	139
2.5.3.2 水中光分解	140
2.5.3.2.1 ピカルブトラゾクスの水中光分解	140
2.5.3.2.2 代謝物 E の水中光分解	149
2.5.3.3 水産動植物被害予測濃度	150
2.5.3.4 水質汚濁予測濃度	152
2.6 標的外生物への影響	154
2.6.1 鳥類への影響	154
2.6.2 水生生物への影響	154
2.6.2.1 原体の水産動植物への影響	154
2.6.2.2 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準	156
2.6.2.2.1 農薬登録保留基準値	156

2.6.2.2.2	水産動植物被害予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	156
2.6.2.3	製剤の水産動植物への影響	157
2.6.2.4	生物濃縮性	158
2.6.3	節足動物への影響	161
2.6.3.1	ミツバチ	161
2.6.3.2	蚕	161
2.6.3.3	天敵昆虫等	162
2.7	薬効及び薬害	163
2.7.1	薬効	163
2.7.2	対象作物への薬害	165
2.7.3	周辺農作物への薬害	169
2.7.4	後作物への薬害	170
別添 1	用語及び略語	171
別添 2	代謝物等一覧	174
別添 3	審査資料一覧	180

I. 申請に対する登録の決定

1. 登録決定に関する背景

1.1 申請

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、平成 26 年 9 月 24 日、新規有効成分ピカルブトラゾクスを含む製剤（ピシロックフロアブル（ピカルブトラゾクス 5.0 %水和剤）、ピシロック顆粒水和剤（ピカルブトラゾクス 20.0 %水和剤）、ナエファイン粉剤（ピカルブトラゾクス 0.70 %粉剤）、ナエファインフロアブル（ピカルブトラゾクス 10.0 %水和剤）及びクインテクト顆粒水和剤（ピカルブトラゾクス 20.0 %水和剤））の登録申請を受けた。

1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認

ピシロックフロアブル、ピシロック顆粒水和剤、ナエファイン粉剤、ナエファインフロアブル及びクインテクト顆粒水和剤の申請に際して提出された試験成績及び資料は、以下の通知に基づく要求項目及びガイドラインを満たしていた。

- ・農薬の登録申請に係る試験成績について
（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）
- ・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について
（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）
- ・農薬の登録申請書等に添付する資料等について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知）
- ・「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3988 号農林水産省生産局生産資材課長通知）

1.3 基準値等の設定

1.3.1 ADI 及び ARfD の設定

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、ピカルブトラゾクスの食品健康影響評価の結果として、以下のとおりピカルブトラゾクスの ADI（一日摂取許容量）及び ARfD（急性参照用量）を設定し、平成 28 年 5 月 17 日付けで厚生労働大臣に通知した。

ADI	0.023mg/kg 体重/日
ARfD	設定の必要なし

（参照）食品健康影響評価の結果の通知について（平成 28 年 5 月 17 日付け府食第 334 号食品安全委員会委員長通知）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20160104488>）

1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定

厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、ピカルブトラゾクスの食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、平成 29 年 7 月 18 日付けで告示した（平成 29 年厚生労働省告示第 249 号）。

基準値設定対象：ピカルブトラゾクス及び代謝物 B 【*tert*-ブチル={6-[[*(E)*-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート】をピカルブトラゾクスに換算したものの和

食品中の残留基準

食品名	残留基準値 (ppm)
米（玄米をいう。）	0.01
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
はくさい	2
キャベツ	2
ブロッコリー	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む）	15
たまねぎ	0.05
トマト	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
すいか	0.1
メロン類果実	0.05
ほうれんそう	15
しょうが	2
その他のハーブ	15

（参照）食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（平成 29 年 7 月 18 日付け
生食発 0718 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000171334.pdf>）

1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、ピカルブトラゾクスの水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、平成 28 年 7 月 1 日に告示した（平成 28 年環境省告示第 68 号）。

登録保留基準値 34 µg/L

(参照) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準について

(URL : <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>)

1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、ピカルブトラゾクスの水質汚濁に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、平成 29 年 1 月 20 日に告示した（平成 29 年環境省告示第 3 号）。

登録保留基準値 0.061 mg/L

(参照) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

(URL : http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)

1.3.5 農薬登録保留要件（農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係

ピシロックフロアブル、ピシロック顆粒水和剤、ナエファイン粉剤、ナエファインフロアブル及びクインテクト顆粒水和剤について、以下のとおり農薬取締法第 3 条第 1 項各号に該当する事例は、認められなかった。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽の事実はなかった（第 3 条第 1 項第 1 号）。
- (2) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、対象作物、周辺作物及び後作物に薬害を生じるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 2 号）。
- (3) 申請書に記載された使用方法及び使用時安全に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、使用者に危険を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 3 号）。
- (4) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の作物残留の程度及び食品からの摂取量からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 4 号）。
- (5) 申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、農薬の土壌残留の程度からみて、後作物への残留が生じて消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 5 号）。
- (6) 申請書に記載された使用方法、使用上の注意事項及び水産動植物に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度からみて、水産動植物への被害が著しいものとなるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 6 号）。
- (7) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度及び魚介類中の推定残留濃度からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 7 号）。
- (8) 上記農薬の名称は、主成分及び効果について誤解を生じるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 8 号）。
- (9) 申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、薬効は認められると判

断した（第3条第1項第9号）。

(10) 上記農薬には、公定規格は定められていない（第3条第1項第10号）。

2. 登録の決定

農林水産大臣は、農薬取締法に基づき、クインテクト顆粒水和剤（ピカルブトラゾクス 20.0%水和剤）を平成29年1月20日に、ピシロックフロアブル（ピカルブトラゾクス 5.0%水和剤）、ピシロック顆粒水和剤（ピカルブトラゾクス 20.0%水和剤）、ナエファイン粉剤（ピカルブトラゾクス 0.70%粉剤）及びナエファインフロアブル（ピカルブトラゾクス 10.0%水和剤）を平成29年7月18日に以下のとおり登録した。

クインテクト顆粒水和剤

登録番号

第23894号

農薬の種類及び名称

種 類 ピカルブトラゾクス水和剤

名 称 クインテクト顆粒水和剤

物理的・化学的性状

淡褐色水和性細粒

有効成分の種類及び含有量

tert-ブチル= (6-[[*(Z)*-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾール)(フェニル)メチレン]アミノキシメチル]-2-ヒドロキシル)カルバマート
..... 20.0%

その他の成分の種類及び含有量

無機塩類等 80.0%

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピカルブトラゾクスを含む農薬の総使用回数
西洋芝 (ベントグラス)	ピシウム病 赤焼病	1000～ 2000倍	0.5 L/m ²	発病初期	5回以内	散布	5回以内

使用上の注意事項

- 1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 2) 過度の連用をさけ、なるべく作用機構の異なる薬剤との輪番で使用する。
- 3) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

ピカルブトラゾクス — I. 申請に対する登録の決定

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲、誤食などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
使用後は洗眼すること。
- 3) 公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法ではその該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常的使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

100 g、250 g、500 g、1 kg 各はりあわせアルミはく袋又はポリエチレン瓶入り

ピシロックフロアブル

登録番号

第 23952 号

農薬の種類及び名称

種 類 ピカルブトラゾクス水和剤

名 称 ピシロックフロアブル

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

tert-ブチル= (6-{[(Z)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ヒドロキシル)カルバマート

..... 5.0 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等

..... 95.0 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピカルブトラゾクスを 含む農薬の総使用回数
ミニトマト	疫病	1000 倍	100～ 300 L/10 a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
だいこん	白さび病 ワッカ症				2 回以内		2 回以内
ブロッコリー	べと病						
ほうれんそう							
きゅうり							
メロン							
キャベツ							
レタス							
非結球レタス							
たまねぎ							
すいか					褐色腐敗病		
はくさい	べと病			収穫 3 日前まで	3 回以内		3 回以内

使用上の注意事項

- 1) 使用前によく振ってから使用すること。
- 2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 3) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び使用方法に合わせて調整すること。
- 4) 過度の連用をさけ、なるべく作用機構の異なる薬剤との輪番で使用する。
- 5) 本剤を使用しただいこんは、つまみ菜、間引き菜として食用に供さないこと。
- 6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 7) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法ではその該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常の使用法ではその該当がない。

ピカルブトラゾクス ― I. 申請に対する登録の決定

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量
100 mL、250 mL、500 mL、1 L、3 L、5 L 各ポリエチレン瓶入り

ピシロック顆粒水和剤

登録番号

第 23953 号

農薬の種類及び名称

種 類 ピカルブトラゾクス水和剤

名 称 ピシロック顆粒水和剤

物理的・化学的性状

淡褐色水和性細粒

有効成分の種類及び含有量

tert-ブチル= (6-[(Z)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノキシメチル)-2-ピリジル)カルバマート

..... 20.0 %

その他の成分の種類及び含有量

無機塩類等

..... 80.0 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピカルブトラゾクスを 含む農薬の総使用回数
みょうが (花穂)	根茎腐敗病	1000～ 2000 倍	3 L/m ²	収穫前日まで	3 回以内	土壌 灌注	3 回以内
みょうが (茎葉)				みょうが(花穂) の収穫前日まで 但し、花穂を収穫 しない場合にあ っては開花期終 了まで			
しょうが				収穫前日まで			
てんさい	苗立枯病 (アフアノミセス菌) 苗立枯病 (ピシウム菌)	2000～ 3000 倍	ペーパー ポット 1 冊当り 1 L (3 L/m ²)	は種時～定植前	1 回		1 回

使用上の注意事項

1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。

- 2) 過度の連用をさけ、なるべく作用機構の異なる薬剤との輪番で使用する。
- 3) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲、誤食などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
使用後は洗眼すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法ではその該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量
100 g、250 g、500 g、1 kg 各はりあわせアルミはく袋又はポリエチレン瓶入り

ナエファイン粉剤

登録番号

第 23954 号

農薬の種類及び名称

種 類 ピカルブトラゾクス粉剤

名 称 ナエファイン粉剤

物理的・化学的性状

類白色粉末 45 µm 以下

有効成分の種類及び含有量

<i>tert</i> -ブチル= (6-{{(Z)}-(1-メチル-1 <i>H</i> -5-テトラゾリル)}(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート		0.70 %
--	-------	--------

その他の成分の種類及び含有量

鉱物質微粉等		99.3 %
--------	-------	--------

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピカルブトラゾクスを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	苗立枯病 (ピシウム菌)	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 6～8 g	は種前	1 回	育苗箱土壌に 均一に混和する	3 回以内 (土壌混和は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内)

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピカルブトラゾクスを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	ムレ苗防止	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 6～8 g	は種前	1 回	育苗箱土壌に 均一に混和する	3 回以内 (土壌混和は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内)

使用上の注意事項

- 1) 使用量に合わせ秤量し、使いきることを。
- 2) なるべく播種直前に土壌に混和すること。
- 3) ムレ苗防止に使用する場合、ピシウム菌によるムレ苗に有効であるので、このようなムレ苗の発生する地域で使用する。
- 4) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤食などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 3) 使用の際は農薬用マスクなどを着用すること。
作業後は洗眼・うがいをする。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法ではその該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常の使用法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

500 g、1 kg 各クラフト加工紙袋入り

ナエファインフロアブル

登録番号

第 23955 号

農薬の種類及び名称

種 類 ピカルブトラゾクス水和剤

名 称 ナエファインフロアブル

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

tert-ブチル= (6-{{[(Z)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノ}オキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート

..... 10.0 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等

..... 90.0 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピカルブトラゾクスを 含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	苗立枯病 (ピシウム菌)	1000 倍	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 0.5 L	は種時から 緑化期 但し、移植 15 日前まで	2 回以内	土壌 灌注	3 回以内 (土壌混和は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内)
	苗立枯病 (フザリウム菌) 苗立枯病 (リゾープス菌)	2000 倍	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 1 L	は種時			
		1000 倍	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 0.5 L				

作物名	使用目的	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピカルブトラゾクスを 含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	ムレ苗防止	1000 倍	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 0.5 L	は種時から 緑化期 但し、移植 15 日前まで	2 回以内	土壌 灌注	3 回以内 (土壌混和は 1 回以内、 土壌灌注は 2 回以内)
		2000 倍	育苗箱 (30×60×3cm 使用土壌約 5 L) 1 箱当り 1 L	は種時			

使用上の注意事項

- 1) 使用前によく振ってから使用すること。
- 2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 3) ムレ苗防止に使用する場合、ピシウム菌によるムレ苗に有効であるので、このようなムレ苗の発生する地域で使用する。
- 4) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法ではその該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常的使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

100 mL、250 mL、500 mL、1 L、3 L、5 L 各ポリエチレン瓶入り

II. 審査報告

1. 審査報告書の対象農薬及び作成目的

1.1 審査報告書作成の目的

本審査報告書は、新規有効成分ピカルブトラゾクスを含む製剤の登録に当たって実施した審査結果をとりまとめた。

1.2 有効成分

1.2.1 申請者 日本曹達株式会社

1.2.2 登録名 ピカルブトラゾクス
tert-ブチル(6-{[(*Z*)-(1-メチル-1*H*-5-
 テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート

1.2.3 一般名 picarbutrazox (ISO申請中)

1.2.4 化学名

IUPAC名 : *tert*-butyl (6-{[(*Z*)-(1-methyl-1*H*-5-
 tetrazolyl)(phenyl)methylene]aminooxymethyl}-2-pyridyl)carbamate

CAS名 : 1,1-dimethylethyl *N*-[6-[[[(*Z*)-[(1-methyl-1*H*-tetrazol-
 5-yl)phenyl)methylene]amino]oxy]methyl]-2-pyridinyl]carbamate

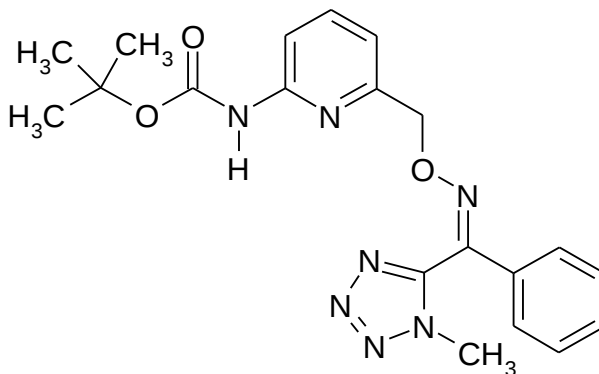
(CAS No. 500207-04-5)

1.2.5 コード番号 NF-171、DS-7097

1.2.6 分子式、構造式、分子量

分子式 $C_{20}H_{23}N_7O_3$

構造式



分子量 409.44

1.3 製剤**1.3.1 申請者**

日本曹達株式会社

1.3.2 名称及びコード番号

名称	コード番号
ピシロックフロアブル	該当なし
ピシロック顆粒水和剤	該当なし
ナエファイン粉剤	該当なし
ナエファインフロアブル	該当なし
クインテクト顆粒水和剤	該当なし

1.3.3 製造者

日本曹達株式会社

(製造場)

ピシロックフロアブル、ピシロック顆粒水和剤、ナエファインフロアブル、クインテクト顆粒水和剤

日本曹達株式会社 高岡工場

新富士化成薬株式会社 群馬工場

ナエファイン粉剤

日本曹達株式会社 高岡工場

新富士化成薬株式会社 高崎工場

長崎三笠化学工業株式会社工場

山陽薬品株式会社 岡山工場

1.3.4 剤型

水和剤	ピシロックフロアブル
	ピシロック顆粒水和剤
	ナエファインフロアブル
	クインテクト顆粒水和剤
粉剤	ナエファイン粉剤

1.3.5 用途

殺菌剤

1.3.6 組成**ピシロックフロアブル**

ピカルブトラゾクス	5.0 %
水、界面活性剤等	95.0 %

ピシロック顆粒水和剤

ピカルブトラゾクス	20.0 %
無機塩類等	80.0 %

ナエファイン粉剤

ピカルブトラゾクス	0.70 %
鉱物質微粉等	99.3 %

ナエファインフロアブル

ピカルブトラゾクス	10.0 %
水、界面活性剤等	90.0 %

クインテクト顆粒水和剤

ピカルブトラゾクス	20.0 %
無機塩類等	80.0 %

1.4 農薬の使用方法**1.4.1 使用分野**

農業用、緑地管理用

1.4.2 適用病害への効果

ピカルブトラゾクスはテトラゾール誘導体であり、卵菌類に分類されるべと病菌やピシウム菌による病害に対して防除効果を示す殺菌剤である。作用機構は明らかとなっていないが、ピシウム属菌のミトコンドリアを用いた試験から呼吸鎖電子伝達系複合体Ⅰや複合体Ⅲの阻害作用がないこと、既存殺菌剤の耐性菌に対しても活性を示すことから新規の作用機構を有すると考えられている。

1.4.3 申請された内容の要約**ピシロックフロアブル（ピカルブトラゾクス 5.0 %水和剤）**

適用作物	適用病害
ミニトマト	疫病
だいこん	白さび病、ワッカ症
ブロッコリー	べと病
ほうれんそう	べと病
きゅうり	べと病
メロン	べと病
キャベツ	べと病
レタス	べと病
非結球レタス	べと病
たまねぎ	べと病
すいか	褐色腐敗病
はくさい	べと病

ピシロック顆粒水和剤（ピカルブトラゾクス 20.0 %水和剤）

適用作物	適用病害
みょうが（花穂）	根茎腐敗病
みょうが（茎葉）	根茎腐敗病
しょうが	根茎腐敗病
てんさい	苗立枯病（アフアノミセス菌） 苗立枯病（ピシウム菌）

ナエファイン粉剤（ピカルブトラゾクス 0.70 %粉剤）

適用作物	適用病害・使用目的
稲（箱育苗）	苗立枯病（ピシウム菌） ムレ苗防止

ナエファインフロアブル（ピカルブトラゾクス 10.0 %水和剤）

適用作物	適用病害・使用目的
稲（箱育苗）	苗立枯病（ピシウム菌） 苗立枯病（フザリウム菌） 苗立枯病（リゾープス菌） ムレ苗防止

ピカルブトラゾクス ― II. 審査報告 ― 1. 審査報告書の対象農薬及び作成目的

クインテクト顆粒水和剤（ピカルブトラゾクス 20.0 %水和剤）

適用作物

適用病害

西洋芝（ベントグラス）

ピシウム病、赤焼病

1.4.4 諸外国における登録に関する情報

平成 29 年 7 月現在、諸外国での登録はない。